

■■■ 検討対象地区選考の経過 ■■■

1 環境施設のとらえ方

環境施設 = 迷惑施設ととらえるのではなく、人間が生活する上でどうしても「ごみ」は出てくるものなので、ごみ処理施設は必要不可欠なものであり、それを有効に活用しようという「ポジティブ」な考え方でとらえることとしました。



2 候補地の条件

- ・塩谷地区全体の施設であるため、圏域からのアクセスが便利であること。
- ・造成費等の増高を抑えるため、平坦地であること。
- ・人里離れた人の目の行き届かない所ではなく、施設の運転状況等が容易に確認できる人口密集地に近い所であること。
- ・焼却により発生する余熱を利活用するため、近隣に利活用できる施設があること。また、新たに施設が整備される場合は、利用の便が良いことや、人口密集地に近いこと。
- ・環境学習の場として利用しやすい所。(学校などに近い)
- ・既存施設(環境関連施設・工業団地・市民利用施設)に近く、連携の可能性の高い所。
- ・給排水に便利な所。



また、このほかにも、既知の希少動植物・文化財等の有無なども考慮すること。
これらの条件を踏まえ、平成17年9月28日に立ち上げた環境施設用地検討委員会の第2回会議(平成17年10月24日開催)において、次ページの9地区が検討対象として挙げられました。A~H地区の8箇所については、共同研究により提案されたもので、I地区は委員の方から提案されました。

3 今後の候補地決定までの流れについて

エネルギーの再利用や交通アクセスの利便性、地形的、地質的に安定した施設建設工事並びに維持管理の容易性といった10の評価項目を基に、候補地となりうる地区について、委員の皆様にご評価・検討していただき、この9地区から適地となる2~3箇所に絞り込みを行っていきます。

今後の流れとしては、2~3箇所の地区を正副管理者(2市2町の首長)へ提言し、それを受けた正副管理者は、環境施設整備審議会へ諮問します。審議会ではこれを審議、検討し正副管理者へ答申します。この答申を受けて、最終的な地区1箇所が今年度中に正副管理者によって決定されます。(詳しくは、4ページの環境施設用地検討委員会の役割及び候補地決定までの流れを参照してください。)

